

岩手県選挙管理委員会告示第9号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定により、令和元年9月8日執行予定の岩手県知事選挙における選挙時登録の基準日を次のとおり定めた。

令和元年5月28日

岩手県選挙管理委員会

委員長 八木橋 伸 之

選挙時登録の基準日 令和元年8月21日